

殿

企 業 ・ 団 体 名

代表者又は役員氏名（自署）

誓 約 書

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づく申出を行うに当たり、下記のことを誓約します。

記

- ☐ 1 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度の趣旨を理解し、企業・団体の名称その他必要事項を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載することに同意する。
- ☐ 2 代表者又は役員が次のアからオに記載の事項に該当しない。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等に当たる違法な行為を行うおそれがある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して2年を経過しないものであること。（裏面参照）
 - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ☐ 3 自転車教室等に携わる者が前記2に該当しない。
- ☐ 4 運用要綱に定める公表の取りやめ事由が認められたときは、都道府県警察が公表の取りやめを行う場合があることに同意する。

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

（暴力的要求行為等に対する措置）

第12条 公安委員会は、第10条第1項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員又は当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員に対して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第10条第2項の規定に違反する行為が行われており、当該違反する行為に係る暴力的要求行為の相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

（準暴力的要求行為の要求等に対する措置）

第12条の4 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をする場合において、前条の規定に違反する行為に係る準暴力的要求行為が行われるおそれがあると認めるときは、当該命令に係る同条の規定に違反する行為の相手方に対し、当該準暴力的要求行為をしてはならない旨の指示をするものとする。

（準暴力的要求行為に対する措置）

第12条の6 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的要求行為が行われており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該準暴力的要求行為をしている者に対し、当該準暴力的要求行為を中止することを命じ、又は当該準暴力的要求行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的要求行為が行われた場合において、当該準暴力的要求行為をした者が更に反復して当該準暴力的要求行為と類似の準暴力的要求行為をするおそれがあると認めるときは、その者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、準暴力的要求行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。